

第1章 地域福祉活動計画策定の意義

1 地域福祉とは

福祉というと法律や制度に基づいた支援が行われ、かつ決められた場所や時間でしか行われないというイメージがもたれています。

これに対して地域福祉とは、行政や公的な制度によるサービスだけでなく人を支援するのではなく地域住民をはじめ多様な機関が連携して、いつでもどこでも、誰もが安心して地域で生活できる福祉社会を構築しようとする考えです。

2 計画策定の意義

地域福祉活動計画とは社会福祉協議会（以下、社協という）が呼びかけて、地域住民や福祉関係者及び医療・保健や企業等が相互協力して地域福祉の推進を図ることを目的として策定する、公共的な性格をもつ民間の活動計画です。

これまでに社協では第1次～第4次までの瑞穂町地域福祉活動計画（平成7年度～平成27年度）を策定し、地域の多様な機関、団体、ボランティア等の参画をえて、住民主体による福祉活動の推進や社会資源の開拓、相談援助の強化など福祉活動の推進を計画的に行ってきました。

近年は、住民ニーズの複雑化、貧困の広がりなど、著しく変化する地域社会において公的な制度や支援の整備だけでは対応できず一層地域住民等の参加による福祉活動が求められています。

第5次瑞穂町地域福祉活動計画（平成28年度～平成32年度）では社会福祉法改正や社会情勢の動向を見据えながら、地域住民、行政、福祉関係者や企業等と社協が一体となった「新たなささえあい」の形を具現化していきます。

第1次～第4次瑞穂町地域福祉活動計画

	期間	基本理念
第1次計画	平成7年度～平成11年度	「お年寄り、障がいをもつ方、子どもたち、わたしたちがのびのび、いきいきと楽しく安心して生活することができるために」を念頭に住民が思いやりの心を育みながら、お互いが支えあい、助けあい、生涯安心して住み続けられるまちづくり
第2次計画	平成12年度～平成16年度	<ul style="list-style-type: none">・住民参加による豊かな福祉のまちづくり・住民誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり・とものとりくむネットワーク・総合的に対応する相談援助体制づくり・瑞穂町社会福祉協議会を発展強化していくために
第3次計画	平成17年度～平成22年度	<ul style="list-style-type: none">・住民参加による豊かな福祉のまちづくり・住民誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり・ともに協力し合えるネットワークづくり・利用者の権利を守る総合的な相談体制づくり・瑞穂町社会福祉協議会を発展強化していくために
第4次計画	平成23年度～平成27年度	住民誰もが安心して暮らし、豊かでふれあいのあるまちづくり